

市債管理について

令和3年10月

会津若松市

目 次

第1章 これまでの取組の総括

第1節 取組の経過	1
第2節 これまでの取組に対する評価	2
第3節 今後に向けての課題	5

第2章 令和4年度以降の取組

第1節 基本的な考え方	6
第2節 今後の方針	7
第3節 具体的な管理方法	9

第1章 これまでの取組の総括

第1節 取組の経過

1 背景と基本的な考え

本市は、平成15年度に大幅な収支不足が見込まれ、危機的な財政状況に直面したことを踏まえ、同年8月に行財政再建プログラムを策定し、人件費のカット、補助費等及び扶助費の見直し、手数料や使用料、国民健康保険税の適正化など、厳しい改革に取り組んだ結果、平成18年度には概ねその目的を達成しました。

財政危機の最も大きな要因は、市の基幹的な歳入である市税及び地方交付税の、予想を上回る大幅な落ち込みでしたが、歳出面での主な要因のひとつに、平成5年度以降、バブル崩壊後の国の景気浮揚対策に基づく各種公共事業の実施や、ふくしま国体開催に伴う関連施設の整備などにより、公債費が大幅に膨らみ、結果として、当時の歳入構造では耐えきれないほどの重い負担になったことが挙げられます。

そのため、再建期間中は、市債残高の低減を図るため、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組を行いました。既に発行した市債の償還は一定期間継続することから、公債費は低減のスピードが緩やかであり、高い水準のままで他の行政経費を圧迫し続けていたこと、さらに、平成18年度から新たに設けられた実質公債費比率が、新規市債発行について制限を受ける18%以上であったことから、行財政再建プログラム終了後も、公債費負担適正化計画に基づく取組を推進し、市債残高と実質公債費比率の低減を図ってきました。

実質公債費比率

☞ 地方交付税措置を除いた実質的な公債費（特別会計や一部事務組合への負担金等を含む）が、標準財政規模（市税や地方交付税などの標準的な一般財源）のうち何%使われているかを示す値です。この数値が大きいほど負担が多くなります。

2 市債管理の段階的な見直し

新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組については、市債残高を確実に低減できる一方で、市債残高の低減に伴い、毎年度の元金償還額も減少することから、新規発行できる市債額は徐々に抑制されていくことになります。

また、地方交付税の財源不足に伴う代替措置として発行を認められている臨時財政対策債については、毎年度の市債発行額の大きな割合を占めており、他の市債の発行額を抑制せざるを得ない状況が生じてきました。

こうした状況を踏まえ、実質公債費比率と市債残高の低減に向けた方向性を維持しながら、健全な財政運営の範囲の中で、必要な公共事業の実施に係る市債発行額を確保するため、平成15年度に取組を開始した市債管理については、以下のとおり、段階的に見直しを行ってきました。

平成15年度～平成27年度

一般会計の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

平成28年度～平成29年度

普通会計（一般会計＋扇町土地区画整理事業特別会計）の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

平成30年度～令和3年度

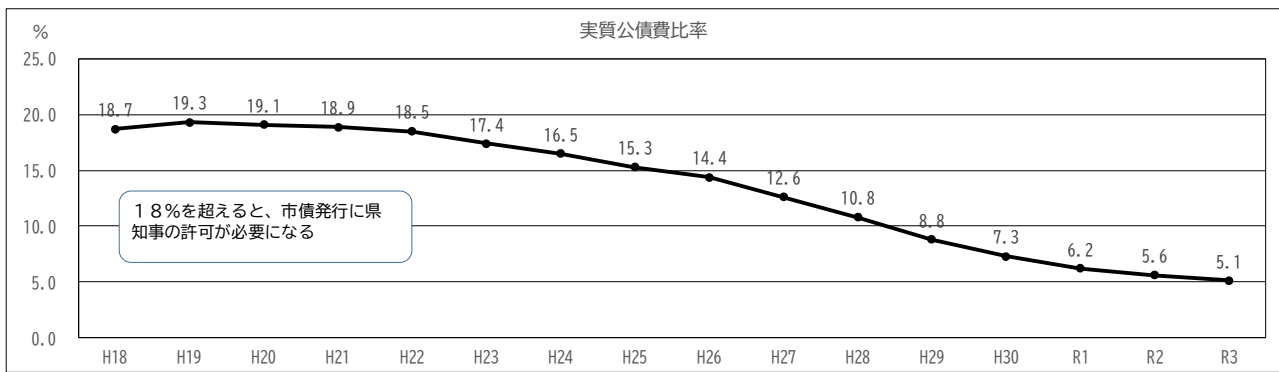
臨時財政対策債を除き、平成30年度から令和3年度までの4年間合計で、普通会計の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

第2節 これまでの取組に対する評価

1 取組の成果

第1節で示した市債管理を遵守するため、市債を活用する各種事業の予算計上にあたっては、毎年度の予算編成作業の中で、事業費の精査はもとより、国県からの補助金等の財源確保に努めるとともに、行政評価等も踏まえながら、真に必要な事業について予算計上を行ってきたところです。

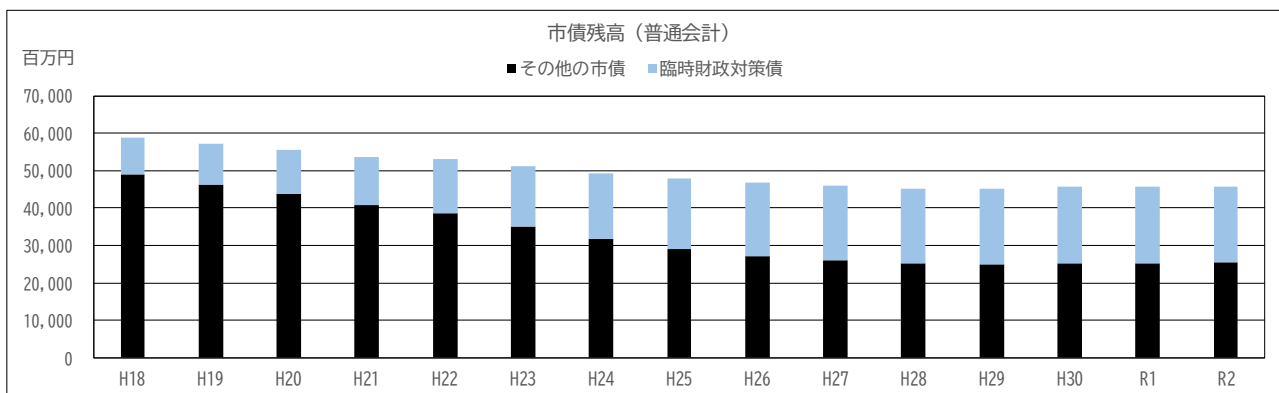
こうした継続的な取組により、市民生活の向上のために必要な事業を推進しながら、当初の懸案事項であった実質公債費比率や市債残高についても、着実に低減が図られてきました。



市債残高（普通会計）

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
臨時財政対策債	10,051	10,985	11,757	13,028	14,598	16,095	17,519	18,839	19,758	19,798	19,937	20,237	20,549	20,451	20,212
その他の市債	48,890	46,193	43,806	40,694	38,556	35,085	31,855	28,940	27,143	26,068	25,120	25,036	25,276	25,281	25,553
合計	58,941	57,178	55,563	53,722	53,154	51,180	49,374	47,779	46,901	45,866	45,057	45,273	45,825	45,732	45,765



市債を活用した主な事業（H18～、市債活用額が概ね50百万円以上）

年度	事業内容
H18	河東学園小
H19	鶴城コミセン、生涯学習総合センター
H20	学校給食センター、北会津中、城南コミセン、納骨堂、湊しらとり保育園
H21	北会津中、謹教コミセン、生涯学習総合センター、陸上競技場
H22	北会津中、生涯学習総合センター、陸上競技場
H23	都市計画街路、舗装及び改良、陸上競技場
H24	鶴城小、学校耐震化、都市計画街路、土地改良、舗装及び改良、陸上競技場
H25	鶴城小、学校耐震化、会津総合運動公園テニスコート改修、都市計画街路、土地改良、舗装及び改良
H26	鶴城小、学校耐震化、城前団地、消防無線デジタル化、都市計画街路、舗装及び改良、北会津認定こども園
H27	あいづ球場スコアボード改修、鶴城小、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、消防無線デジタル化、都市計画街路
H28	鶴城小、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、消防庁舎耐震化、都市計画街路
H29	ICTオフィス、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、城北小、都市計画街路
H30	学校エアコン整備、学校耐震化、学校トイレ洋式化、行仁小、城前団地、消防施設整備、城北小、都市計画街路
R1	あいづ総合体育館屋根改修、学校エアコン整備、学校耐震化、行仁小、城前団地、都市計画街路、舗装及び改良
R2	学校LAN整備、行仁小、城前団地、都市計画街路、舗装及び改良

2 全国類似団体・県内他市との実質公債費比率の比較

実質公債費比率については、第7次総合計画の重要業績評価指標（KPI）としており、その目標値は「全国類似団体平均値」としています。

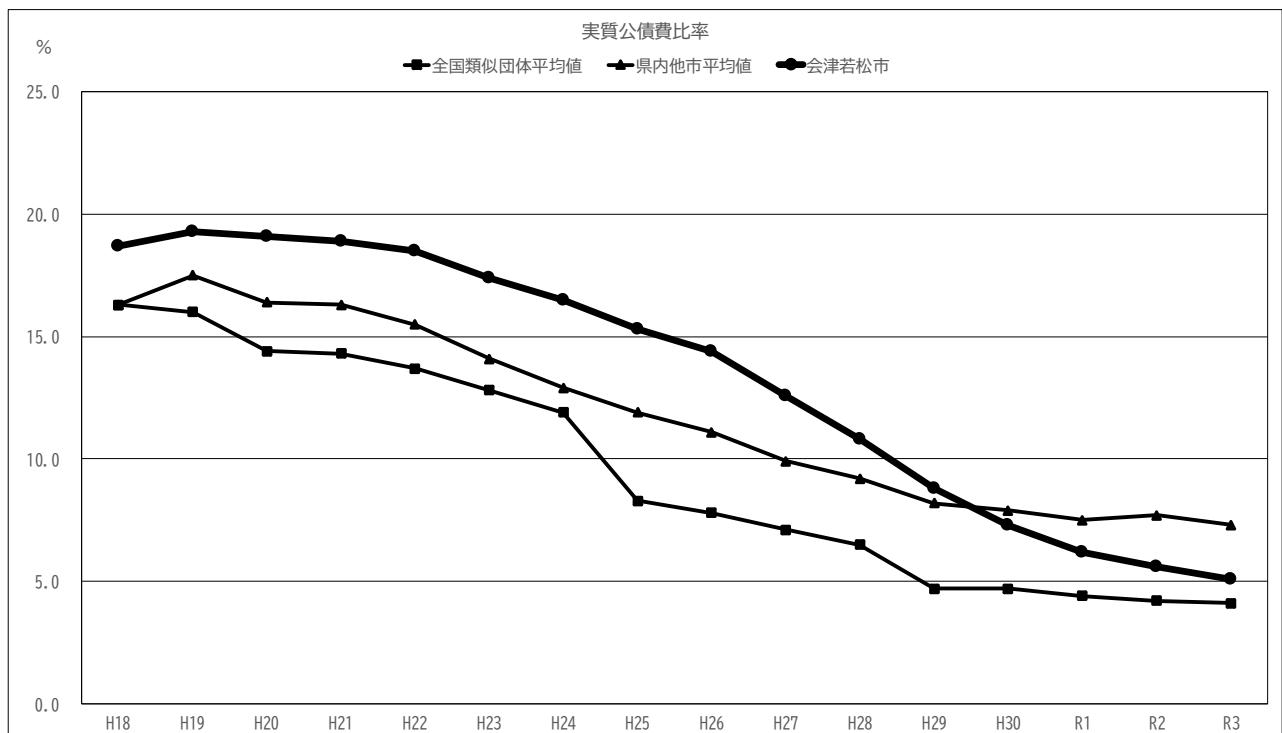
本市と全国類似団体平均値との比較では、令和3年度については、本市が5.1%、全国類似団体平均値が4.1%となっており、未だ本市が上回っている状況にありますが、平成25年度において、本市が15.3%、全国類似団体平均値が8.3%であったことを踏まえると、その差は大きく縮小しています。

また、本市と県内他市平均値との比較では、平成29年度までは県内他市平均値を上回っていましたが、平成30年度以降は、本市が下回っている状況が続いています。

実質公債費比率

(単位：%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国類似団体平均値	16.3	16.0	14.4	14.3	13.7	12.8	11.9	8.3	7.8	7.1	6.5	4.7	4.7	4.4	4.2	4.1
県内他市平均値	16.3	17.5	16.4	16.3	15.5	14.1	12.9	11.9	11.1	9.9	9.2	8.2	7.9	7.5	7.7	7.3
会津若松市	18.7	19.3	19.1	18.9	18.5	17.4	16.5	15.3	14.4	12.6	10.8	8.8	7.3	6.2	5.6	5.1



第3節 今後に向けての課題

本市は今、市民に身近なインフラ整備はもとより、公共施設マネジメントに基づく取組、さらには、将来に向けたまちづくりの推進に向けて、庁舎整備や会津若松駅前整備、県立病院跡地取得・利活用といった、第7次総合計画に位置付けている大型事業に取り組んでいく局面を迎えています。

そうした中で、各種事業の推進に市債を有効活用していくこととなりますが、現在の市債管理は、基本的には、新規市債発行額を元金償還額以下に抑える取組であるため、後年度に新規発行できる市債額が確実に抑制されていきます。

また、庁舎整備については、合併特例債に加えて、交付税措置のある有利な起債を最大限に活用することにより、実質的な負担を軽減する計画ですが、現在の市債管理においては、交付税措置の有無は加味されないため、今後は、実質的な負担を踏まえた、効果的な市債の活用が可能になるような管理のあり方が求められます。

さらに、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「広域圏」という。）の廃棄物処理施設整備に係る本市負担額にも着目する必要があります。

広域圏が廃棄物処理施設の整備に活用する地方債に係る公債費については、構成市町村が負担金として支出していますが、本市において市債を発行するわけではないため、施設整備に係る財政負担を現在の市債管理に反映することはできません。加えて、施設整備に係る交付税措置は、施設が所在する市町村に一括して算入されることになっています。

このように、本市にとっての実質的な負担を的確に把握し、財政運営全体の調整を行っていくという視点も非常に重要になってきます。

現在の市債管理のままだと・・・

- 新規発行できる市債額が元金償還額の減少とともに抑制されていく。
- 交付税措置を市債管理に反映できない。
- 広域圏の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できない。

第2章 令和4年度以降の取組

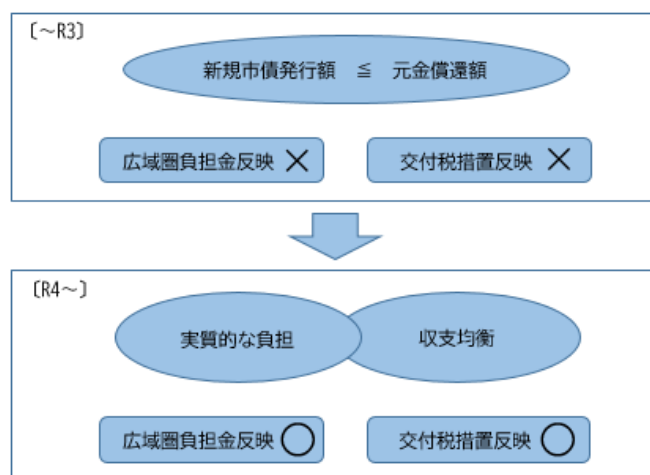
第1節 基本的な考え方

第1章では、これまでの取組の経過にも触れましたが、取組の大前提としてきたのは、行財政再建プログラムの教訓を踏まえ、適正な市債管理を通して、「必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図る」ということです。

令和4年度以降も、このことを前提にしながら取組を継続していきますが、今後の市債発行に係る様々な課題も出てきたことから、新たな方針の下で取り組んでいく必要があります。

本市では、市債管理のあり方について、昨年度から慎重に検討を重ねてきましたが、重要なことは、本市の実質的な財政負担の見通しと収支均衡であり、庁舎整備の財政シミュレーションでは、各起債の交付税措置を最大限に見込んだ上で実質的な負担を推計していること、さらには、広域圏の廃棄物処理施設整備に係る本市の実質的な負担も踏まえた財政運営を行っていく必要があることなどを踏まえると、それらの要素が反映される実質公債費比率を重視した管理とすることが不可欠であると判断したところです。

よって、令和4年度以降の市債管理については、これまでの新規市債発行額と元金償還額を重視した管理ではなく、実質的な負担を重視した管理を行っていくこととし、その指標として、実質公債費比率を活用していきます。



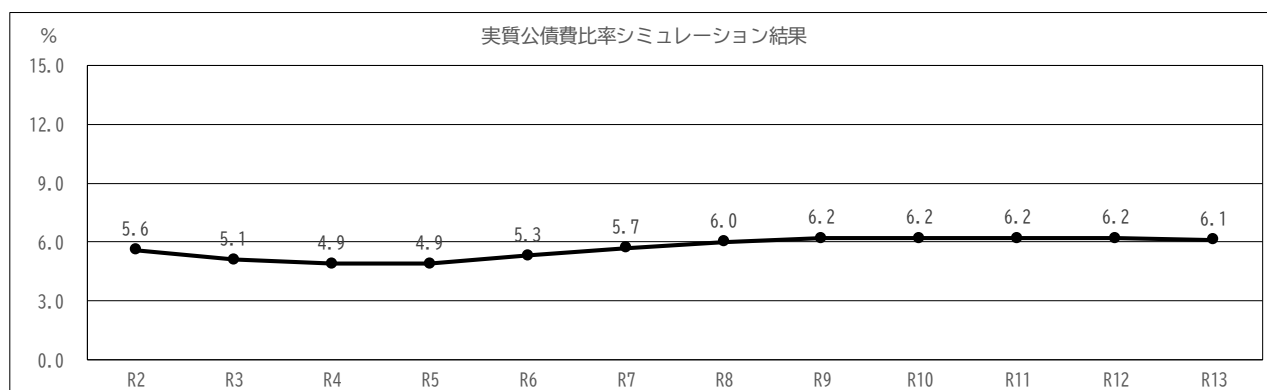
令和4年度以降の市債管理に実質公債費比率を活用することにより・・・

- 交付税措置の有無が加味されるようになり、実質的な負担を踏まえた、効果的な市債の活用が可能になる。
- 広域圏の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できるようになる。

第2節 今後の方針

実質公債費比率は、普通会計の公債費に加え、公営企業（下水道事業会計等）や広域圏負担金、債務負担行為に係る準公債費についても要素となり、さらには、分母となる標準財政規模の動向によっても変動することから、「比率そのものを〇%以下に抑える」といった厳密な管理は現実的に困難であり、また、適正な水準の基準等もありません。

一方で、今年度、中期財政見通しの策定に合わせて作成した、令和13年度までの財政シミュレーションにおいて、現在と同水準の行政サービスを継続しつつ、毎年度の収支均衡が図られ、一定額の財政調整基金を確保した状態で、実質公債費比率は、庁舎整備や広域圏の廃棄物処理施設整備が本格化したあとも、6%程度で推移する見通しとなっています。



こうした状況を踏まえ、令和4年度以降の市債管理については、後年度負担が過大とならず、収支均衡が図られ、安定的に行政サービスの提供を継続していくことを前提に、基本的に、「実質公債費比率を一定の水準で維持する」という考え方の下、各年度の比率が6%程度となることを目標としていきます。

実際の財政運営においては、毎年度、実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成を通して、後年度の収支均衡が損なわれない市債発行の目安額を設定し、その範囲内で借入を行っていくことを基本としながら管理していきます。

実質公債費比率が6%程度の状態とは・・・

- 毎年度の収支均衡が図られている。
- 現在と同水準の行政サービスが継続されている。
- 一定額の財政調整基金が確保されている。

実質公債費比率の要素

区分	主な内容
①一般会計及び区画特会（普通会計）の公債費負担	公共施設の整備や道路の舗装改良などを行うために発行する市債の元利償還金
②公営企業（下水道事業会計等）の公債費負担	下水道事業会計等で老朽管の更新などを行うために発行する市債の元利償還金に充てられたとみなす一般会計からの繰出金の額
③一部事務組合への負担金のうち公債費負担	広域圏が廃棄物処理施設等を整備するために発行する地方債の元利償還金に充てられたとみなす本市からの負担金の額
④公債費に準ずる債務負担行為に係るものの負担	債務負担行為を設定している利子補給などの額
⑤一時借入金利子	一時借入を行う際に発生する利子の額
⑥基準財政需要額への算入額	交付税で措置される額
⑦標準財政規模	

現在の市債管理の対象範囲

新規市債発行額と元金償還額による管理

令和4年度以降の市債管理の対象範囲

実質公債費比率の目標水準設定による管理

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{分子 (①+②+③+④+⑤-⑥)}}{\text{分母 (⑦-⑥)}}$$

標準財政規模

地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政を行うための標準的な一般財源（市税や地方交付税など）の規模で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通交付税の算定時に算出されます。

第3節 具体的な管理方法

市債発行の目安額を設定するまでの手順は、以下のとおり想定しています。

- ①実質公債費比率の将来推計及び財政見通しの作成を行い、各年度の比率が6%程度となる公債費の規模を把握します。
- ②①で把握した規模を踏まえつつ、公債費が他の行政経費を圧迫しないように、各年度の市債発行額について、各種事業の事業費や実施年度、活用する市債の選択等の調整を行いながら、目安額を検討します。
- ③中期財政見通しの公表時に、向こう3年間の市債発行の目安額を示すとともに、「公債費負担適正化計画の進行管理」において、向こう7年間の実質公債費比率の推計値を示します。
- ④毎年度、①～③をローリングすることにより、前年度に示した目安額の精度を上げていきます。

実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成に係るローリングのイメージ

	R3	R4	R5	R6
4月				
5月				
6月	R2決算確定	R3決算確定	R4決算確定	R5決算確定
7月	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成
8月	●			
9月	↓			
10月	中期公表 R4～R6	中期公表 R5～R7	中期公表 R6～R8	中期公表 R7～R9
	適正化公表 R4～R10	適正化公表 R5～R11	適正化公表 R6～R12	適正化公表 R7～R13
	市債目安額 R4～R6	市債目安額 R5～R7	市債目安額 R6～R8	市債目安額 R7～R9
	●	R3公表時のR5・R6の 市債目安額を変更	R4公表時のR6・R7の 市債目安額を変更	R5公表時のR7・R8の 市債目安額を変更
11月				
12月				
1月	R4当初予算編成	R5当初予算編成	R6当初予算編成	R7当初予算編成
2月	●			
3月	R4市債発行額確定	R5市債発行額確定	R6市債発行額確定	R7市債発行額確定

市債の目安額を基本に発行額を調整

「公債費負担適正計画の進行管理」の公表イメージ

市債発行目安額（中期財政見通し）

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市債発行目安額	7,024,900	3,634,900	6,879,000
うち臨時財政対策債	1,888,500	1,888,500	1,888,500
臨時財政対策債を除く市債発行目安額	5,136,400	1,746,400	4,990,500

実質公債費比率の将来推計

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 公債費充当一般財源等額 （繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。）	4,150,846	4,297,105	4,266,289	4,283,421	4,227,521	4,278,746	4,254,849	4,323,641
② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	773,817	778,324	764,340	742,739	760,083	775,065	763,595	742,401
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	74,592	59,988	63,615	258,675	306,962	341,849	389,585	510,203
④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	14,202	14,588	14,937	15,166	15,305	15,314	15,206	14,847
⑤ 一時借入金の利子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
⑥ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額（準元利償還金を含む）	3,772,800	3,776,706	3,735,338	3,737,267	3,737,335	3,827,229	3,844,697	3,996,574
⑦ 標準財政規模	28,744,285	28,973,451	28,641,263	28,716,307	28,836,259	29,037,746	29,158,400	29,415,007
⑧ 実質公債費比率 （単年度）	4.97230%	5.45427%	5.52014%	6.26018%	6.26934%	6.28605%	6.23985%	6.27701%
⑨ 実質公債費比率 （3ヶ年度の平均）	5.1%	4.9%	4.9%	5.3%	5.7%	6.0%	6.2%	6.2%

【参考】

⑩ 分子 （①+②+③+④+⑤-⑥）	1,241,657	1,374,299	1,374,843	1,563,734	1,573,536	1,584,745	1,579,538	1,595,518
⑪ 分母 （⑦-⑥）	24,971,485	25,196,745	24,905,925	24,979,040	25,098,924	25,210,517	25,313,703	25,418,433

おわりに

市債については、過度に依存すると公債費の負担が増加し、後年度の財政運営を圧迫することになりますが、一方で、市民負担の「世代間の公平」が図られ、活用する市債によっては交付税措置を受けられるなどのメリットもあるため、実質公債費比率を指標にした管理の下で、有効に活用していきます。

また、実質公債費比率については、適正水準の基準がない中で、これまでシミュレーションを重ねてきた結果として、6%程度という目標を設定していますが、国の地方財政措置の動向を見極めていく必要があるため、今後も継続的に検証作業を行っていきます。

今般示した市債管理は、令和4年度以降も、市民生活の向上のために必要な事業を継続しながら、庁舎整備や広域圏の廃棄物処理施設整備、さらには、会津若松駅前整備や県立病院跡地取得・利活用といった、本市のまちづくりにおいて重要な事業について、健全な財政運営の下で取り組んでいくための重要な規律になるものであり、本市としても、可能な限り、精度の高いシミュレーションの作成に努めていく考えです。

同時に、本市の財政状況の見通しについては、様々な機会を捉えて、議会をはじめ、市民の皆様にも公表していく考えであり、今後においても、市民の皆様のご理解を頂きながら、適正な市債管理を行うことにより、必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図ってまいります。

会津若松市 財務部 財政課

〒965 - 8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242 - 39 - 1203

FAX 0242 - 39 - 1401

メール zaisei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp